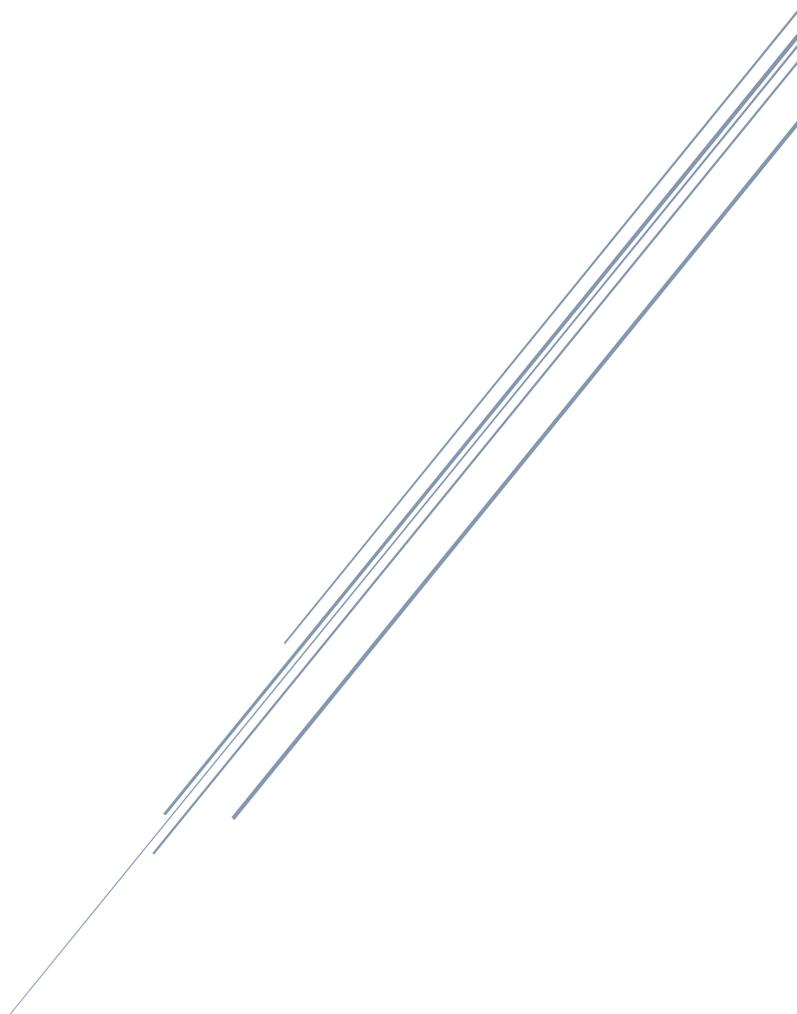


豊中市立庄内よつば学園 学校給食調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領



令和7年（2025年）5月

豊中市教育委員会事務局 学校給食課

目次

1	目的	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名	1
	(2) 業務内容	1
	(3) 業務等期間	1
	(4) 提案上限額	1
	(5) その他	1
3	参加資格	2
4	選定スケジュール（予定）	4
5	参加表明	5
6	質問受付	5
7	提案書の提出	6
8	選定について	7
	(1) 審査方針	7
	(2) 評価基準	7
	(3) 審査の方法	8
	(4) 一次審査（書類審査）	9
	(5) 二次審査（面接審査）	9
	(6) 最優秀提案者の決定	10
	(7) 審査結果の通知	10
	(8) 審査結果の公表	10
9	失格事項	11
10	外部活力の導入による評価について	11
11	契約の締結	12
12	その他	12
13	事務局	13

1 目的

この要領は、令和8年(2026年)4月開校予定の豊中市立庄内よつば学園において、自校調理による安心安全で安定的な学校給食を提供するための調理等業務について、公募型プロポーザル方式により民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れた提案を受け、多角的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めたものです。

2 業務概要

(1) 業務名

豊中市立庄内よつば学園 学校給食調理等業務

(2) 業務内容

別紙「豊中市立庄内よつば学園 学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務等期間

① 準備期間※

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

※ 契約締結後、委託業務開始までの間を準備期間とし、市との打合せ、人員の確保、業務の履行に必要な準備を行ってください。なお、準備期間に要する経費は受託事業者の負担とします。

② 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和12年(2030年)7月31日まで

(4) 提案上限額

履行期間の委託料総額：308,100,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) その他

原則として提案の内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3 参加資格

本案件に参加できる事業者は、提案書の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとします。なお、企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けません。また、提案書類等の提出後に要件を満たさなくなった場合は参加を取り消すこととします。

- ① 法人であること。
- ② 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。
- ③ 食品衛生法による行政処分を過去3年の間に受けていないこと。
- ④ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。ただし、未加入であっても契約締結までに加入する場合は、参加資格を有していることとする。
- ⑤ 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設における調理業務の経験を有していること。
- ⑥ 京阪神地域に本社または営業所を有し、豊中市教育委員会との連絡・調整が速やかに行えること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑧ 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく指名停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
- ⑩ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑪ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- ⑫ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- ⑬ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- ⑭ 提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受け

ている者であること。

- ⑮ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑯ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑰ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑱ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑲ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

4 選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
5月20日（火）	公募開始（実施要領等の市HPでの公表）
5月26日（月）～ 6月9日（月）17時	参加表明期間
6月10日（火）～ 6月17日（火）17時	質問提出期間
6月30日（月）17時	質問回答期限
6月18日（水）～ 7月7日（月）17時	提案書提出期間
8月1日（金）	一次審査（書類審査）
8月21日（木）	二次審査（面接審査）
8月26日（火）	審査結果の通知
～9月30日（火）	契約に係る受託候補者との調整 → 契約締結
10月～3月	委託事業者準備期間
令和8年（2026年） 4月	庄内よつば学園開校 → 業務開始

5 参加表明

本案件に参加する事業者は、「プロポーザル参加申込書兼誓約書(申込様式第1号)」を事務局まで提出してください。

参加表明期間	令和7年(2025年)5月26日(月)~6月9日(月)17時まで
提出方法	持参もしくは郵送 ・郵送の場合は「一般書留」または「簡易書留」のみとします。 ・持参の場合は上記期間中(土日除く)の9時~17時とします。
提出先	事務局:豊中市教育委員会事務局 学校給食課 住 所:大阪府豊中市走井3丁目27-1 (豊中市立走井学校給食センター内)

6 質問受付

本案件に関する質問は、「質問書(申込様式第2号)」を事務局まで電子メールで送付後、電話連絡してください。

質問受付期間	令和7年(2025年)6月10日(火)~17日(火)17時まで
提出先	事務局:豊中市教育委員会事務局 学校給食課 Email: kyokyushoku@city.toyonaka.osaka.jp 電話番号:06-6843-9101
留意事項	電話や来庁など、質問書送付以外での質問は受け付けません
質問に対する回答	令和7年(2025年)6月30日(月)17時までに 全ての質問及びその回答について、参加申込書を提出した事業者すべてに対し、電子メールにて提供します。

7 提案書の提出

提案書は、別紙「豊中市立庄内よつば学園 学校給食調理等業務委託 提案書作成要領」に基づき作成・提出してください。

なお、提出された提案書は返却しませんのでご了承ください。

<p>提出期間</p>	<p>令和7年（2025年）6月18日（水）～7月7日（月）17時まで （注）提案書の提出は参加表明の受理が前提条件となります。</p>
<p>提案書の内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類 ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・直近3事業年度分の財務諸表 （貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書） ・直近3事業年度分の法人税の申告書 （別表一（一） 別表四 別表五（一）別表五（二）） ・直近3事業年度分の法人税・消費税及び所得税申告書の受付書の写し （税務署の受付印のあるもの、またはe-Taxの受付結果通知） ・直近3事業年度分の事業概況書 ・就業規則・給与規程の写し （常勤職員・パートアルバイト含む。労働基準監督署の受付印があるもの） ・直近の労働保険料申告書の写し ・直近の社会保険料納入告知書（納付書）の写し ・業務履行期間の収支計画書（任意様式） ・配置人員単価見積書（雇用形態毎の詳細がわかるもの…任意様式） ・提案様式第1号～12号 ・評価基準の評価ポイント毎の提案（任意様式）
<p>提出部数</p>	<p>○ 提案書を製本したもの 11部^{※1}（正本1部、副本10部） ※1 押印が必要な書類については、正本1部のみとし残りの部数は複写可とします。</p> <p>○ 提案書の内容を格納した電子媒体^{※2}…1枚（CD-RまたはDVD-R） ※2 MS-Officeで作成可能なものについてはMS-Officeで作成。それ以外のものについては、PDF化したもの。</p>
<p>提出方法</p>	<p>持参もしくは郵送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送の場合は「一般書留」または「簡易書留」のみとします。 ・持参の場合は上記期間中（土日除く）の9時～17時とします。
<p>提出先</p>	<p>事務局：豊中市教育委員会事務局 学校給食課 住所：大阪府豊中市走井3丁目27-1 （豊中市立走井学校給食センター内）</p>

8 選定について

(1) 審査方針

事業者選定の審査は、豊中市立庄内よつば学園学校給食調理等業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

審査にあたっては、次の評価基準に基づき、提案書の内容について書類審査と面接審査を実施し、最優秀提案者及び次点提案者を決定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 評価基準

詳細については、別紙「評価基準書」を参照

評価項目	評価ポイント	配点
1. 事業者の基盤 (30点)	(1) 事業者概要等	8点
	(2) 財務健全性	10点
	(3) 労務管理体制	6点
	(4) 過去の業務実績	6点
2. 仕様書事項の履行 (100点)	(1) 人員体制	20点
	(2) 衛生管理方針	25点
	(3) 調理対応	25点
	(4) 従事者の人材育成	10点
	(5) 危機管理体制	10点
	(6) 業務報告	10点
3. その他の提案 (20点)	(1) 残渣縮減への取り組み	10点
	(2) 地域・学校との連携	6点
	(3) その他事業者からの提案	4点
4. 提案額 (50点)	提案額と実現根拠 提案上限額：308,100,000円 最高評価相当額：215,670,000円 (消費税及び地方消費税を含む)	50点
減点評価 過去の処分履歴等 【対象期間】 公募開始日から起算し過去 3年間までの処分歴等 【対象契約】 本市、国、他の地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加停止措置の有無 (3点) ・ 入札参加除外措置の有無 (6点) ・ 契約解除措置の有無 (4点) ・ 文書による警告の有無 (2点) 	減点 (最大15点)
合 計		200点

(3) 審査の方法

評価基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。

評価基準のうち提案額以外の採点は、評価ランクによりA～Eまでの評価を行い、それぞれに該当する評価係数を各評価ポイントの配点に乗じて算出します。

ランク	評価	評価係数
A	優れている	100%
B	やや優れている	75%
C	平均的・普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

提案額の採点は、

① はじめに、提案額に基づき次のとおり基礎点数を算出します。

[基礎点数の算出方法]

提案上限額：308,100,000円 最高評価相当額：215,670,000円 配点：50点

○ 提案額 ≤ 最高評価相当額 の場合

基礎点数 = 配点 × 100%

○ 最高評価相当額 < 提案額 ≤ 提案上限額 の場合

基礎点数 = 配点 × 50% + 配点 × 50% × (提案上限額 - 提案額) / (提案上限額 - 最高評価相当額)

○ 提案額 > 提案上限額 の場合

基礎点数 = 提案額の配点 × 0% (失格となります)

② 次に、算出した基礎点数に提案額での業務の実現性についてA～Eまでの評価を行い、それぞれに該当する評価係数を乗じて提案額を採点します

ランク	評価	評価係数
A	提案額での業務運営は可能と考えられる	100%
B	提案額での業務運営は概ね可能と考えられる	75%
C	提案額での業務運営は可能とも困難とも言えない	50%
D	提案額での業務運営は困難だと考えられる	25%
E	提案額での業務運営は不可能と考えられる	0% (失格)

基礎点数及び評価係数を乗じた採点は小数点第3の位を四捨五入します。

(採点の例) ・ 提案額 250,000,000円 評価Bランクの場合

基礎点数 (40.71点) × 評価係数 75% = 30.53点

・ 提案額 220,000,000円 評価Cランクの場合

基礎点数 (48.83点) × 評価係数 50% = 24.42点

・ 提案額の採点結果が0点の場合は、失格となります。

(4) 一次審査（書類審査）

一次審査として、提出された提案書と評価基準に基づき書類審査を実施し、採点結果の上位3位以内の提案者が面接審査へ進むことができます。

採点結果合計が配点の50%未満だった場合は順位に関わらず選外とします。

実施日	令和7年（2025年）8月1日（金）予定 （提案者の出席は不要）
審査結果通知	令和7年（2025年）8月6日（水）予定 一次審査の結果は、全ての提案者に対して電子メールにて通知を行います。 面接審査に進む提案者には、面接審査の案内も併せて行います。

(5) 二次審査（面接審査）

二次審査として、提案者の代表する方（3名以内）が面接会場へ来場いただき、選定委員会による面接審査（提案者からの説明・質疑応答）を行います。（非公開）

二次審査に出席される提案者は「面接審査出席者名簿（申込様式第3号）」を事務局まで提出してください。

実施日	令和7年（2025年）8月21日（木）予定
面接会場	豊中市立走井学校給食センター 住 所：大阪府豊中市走井3丁目27-1
面接時間	1事業者あたり概ね40分以内とします。 ・ 提案者からの説明（20分以内） ・ 質疑応答（20分以内）
出席者名簿の提出	・ 提出書類：面接審査出席者名簿（申込様式第3号） ・ 提出期限：令和7年（2025年）8月19日（火）17時 ・ 提出方法：電子メール後電話連絡 ・ 提出先：豊中市教育委員会事務局 学校給食課 Email： kyokyushoku@city.toyonaka.osaka.jp 電話番号：06-6843-9101

(6) 最優秀提案者の決定

書類審査・面接審査を踏まえ、全体の採点結果の合計点が最高点の者を最優秀提案者とします。

全体の採点結果の合計点が最も高い場合であっても、採点結果合計が配点の50%未満だった場合は選外とします。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、面接審査を実施した全ての提案者に、電子メールにて通知します。

通知日	令和7年(2025年)8月26日(火) 予定
通知内容	最終提案者および次点提案者にはそれぞれその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。
その他	提案内容及び選定結果に対する問い合わせには応じません 提案者からの審査結果に関する情報の開示については、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

(8) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行います。

公表する内容は次のとおりです。

- ・ 選定事業者名（最優秀提案者の名称）、評価合計点、選定理由
- ・ 全提案者の名称（選定事業者以外は記号（アルファベット）表示
- ・ 全提案者の合計評価点
- ・ 審査委員の氏名

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし応募自体を取り消しとします。

- ① 契約締結日までの間に、参加資格に抵触するに至った場合
- ② 提案額が提案上限額を上回った提案を行った場合
- ③ 提出書において虚偽の内容を記載した場合
- ④ 提出期限までに提案書の提出がない場合
- ⑤ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行う等、正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨ 二次審査（面接審査）に不参加の場合
- ⑩ 選定委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めた場合
- ⑪ その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

10 外部活力の導入による評価について

豊中市は、本案件の業務委託に際し、別紙「豊中市外部活力導入のガイドライン」及び別紙「豊中市外部活力導入モニタリングおよび評価の指針」に基づき、受託事業者のモニタリング及び評価を行います。

11 契約の締結

- ① 最優秀提案者は、本市と仕様、価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。
- ② 最優秀提案者と協議が調わない場合は、本市は、次点提案者と協議を行います。
- ③ 契約内容は、提案書の提案内容をもとに、本市と協議の上、決定します。
- ④ 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されている随意契約により契約を締結します。その際には協議内容に基づく、見積書を改めて提出して頂きます。
- ⑤ 契約の締結に際し、万一、提案書の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案書に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。
- ⑥ 受託事業者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。
 - 契約保証金を納付する場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。
 - 契約保証金を免除する場合
 - ・履行保証保険の契約をするとき
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。
 - ・豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると本市が認めたとき
(別途申請書が必要)

12 その他

- ① 選定委員会の構成及び委員名、提案者名簿等の内容についての質問は、一切受け付けません。
- ② 審査結果後に本実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ③ 提案書の作成その他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ④ プロポーザル参加申込書兼誓約書（申込様式第1号）の提出後に、本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに本市事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（申込様式第4号）を文書で豊中市教育長あてに通知してください。
- ⑤ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託事業者の負担となります。
- ⑥ 本案件の提案者に対する参加報酬は、ありません。
- ⑦ 提出書類の作成に要した費用、旅費その他本案件への参加に要した経費については、提案者の負担とします。

13 事務局

豊中市教育委員会事務局 学校給食課	
住 所	大阪府豊中市走井3丁目27-1 (豊中市立走井学校給食センター内)
電話番号	06-6843-9101
E-mail	kyokyushoku@city.toyonaka.osaka.jp